

令和8年 富士見町 規則

第 17 号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月10日

富士見町長 渡 辺 葉

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和8年富士見町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例別表第1の2の項」を「条例別表第1の1の項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、富士見町福祉医療費給付金条例(平成15年富士見町条例第19号。以下「給付金条例」という。)による給付金の支給に関する事務とする。

第4条に次の1項を加える。

- 2 条例別表第2の2の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 給付金条例第3条第1項の規定による支給対象者に係る審査に関する事務 次に掲げる事務

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項の規定に該当する障害児及びその障害の程度に関する情報

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報

- (2) 給付金条例第3条第2項の規定により支給対象としないものに係る審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下このイにおいて「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下このイにおいて「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(以下このイにおいて「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報

(3) 給付金条例第4条の規定による受給者証の交付申請に係る支給対象者等の要件の審査及び受給者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

ア 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項に関する情報

イ 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は被扶養者の資格に関する情報

ウ 住登外宛名番号管理機能による住登外宛名情報

(4) 給付金条例第6条に規定する控除額の算定に関する事務 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

(5) 富士見町福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年富士見町規則第24号。以下「給付金規則」という。)第2条第1項の規定により支給対象者等から提出された富士見町福祉医療費給付金受給者証交付申請書において当該支給対象者等が同意した課税資料の閲覧に関する事務 市町村民税(地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる

税を含む。)に関する情報

- (6) 富士見町福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年富士見町規則第24号)第4条の規定による給付金の支給に関する事務 公的給付支給等口座登録簿関係情報

#### 附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和8年富士見町条例17号)の公布の日から施行する。